

住宅用火災警報器は維持・管理が大切です！

住宅用火災警報器は、火災が発生した際の煙を感知して火災の発生を知らせ、逃げ遅れによる死傷者を減少させることを目的としています。

君津市火災予防条例では、平成18年6月から新築の住宅に、平成20年6月からは既存の住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けています。設置後は定期的に点検をお願いします。

電池または本体の交換

住宅用火災警報器（住警器）は、電圧が低くなると音響又は点滅により72時間以上伝達・表示されます。

電池の消耗は約10年です。

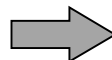
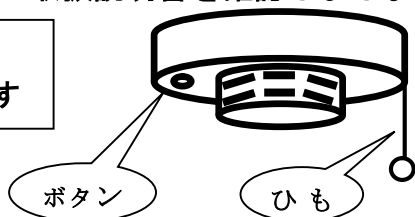
10年経過した警報器は、内部の電子機器の劣化も考えられることから、本体の交換をお勧めします。

10年経ったら交換しましょう



点検方法 ひも式とボタン式があり、機種によって異なります。
取扱説明書を確認しましょう。

ひもを引く
ボタンを押す



音で確認
OK

音が鳴らない場合 ☆電池切れかも → 電池の交換、又はセットしなおす。
☆故障かも → 取扱説明書を参照、販売店に問い合わせる。

点検時期

月に1回程度作動点検をしましょう！

また、次のときも必ず作動点検をしてください。

- ☆初めて設置したとき
- ☆設置場所を変えたとき
- ☆掃除をしたとき
- ☆長い間留守にしたとき
- ☆故障や電池切れの疑いがあるとき

火災以外で住警器が鳴ったとき

湯気やほこり等で住警器が誤って鳴る場合があります。対応は次のとおりです。

- ☆火災でないことを確認する。
- ☆窓を開け換気をする。
- ☆住警器のひもやボタンで音を止める。

※ 火災か否か判断がつかない場合は、最寄りの消防署または119番通報をして消防隊に確認してもらいましょう。

住宅用火災警報器が未設置の住宅は 早急に設置しましょう！



住宅用火災警報器 Q & A

Q1 どこで購入するの？

A1 ホームセンターや家電量販店で販売しています。また、近くの電気屋さんでも取扱っているとしますので、一度お問い合わせをお願いします。

Q2 値段はどのくらい？

A2 メーカーや販売店によって値段は異なりますが、1個2千円～3千円が平均的です。

Q3 警報器の種類はあるの？

A3 煙を感知するものと熱を感知するものの2種類があります。

Q4 どこに設置するの？

A4 設置義務のある場所は、就寝室と2階に就寝室がある場合には階段の上部に煙感知器を設置してください。

台所は義務としていませんが、任意で設置される場合には湯気等での誤発報を防ぐため熱感知器の設置をお勧めします。

Q5 設置していない場合、罰則はあるの？

A5 あくまで、ご自身や家族の身を守るために設置するものですので、未設置に対する罰則はありません。

Q6 設置して効果はあるの？

A6 過去に発生した市内の火災で、住宅用火災警報器により被害が少なくて済んだ事例がありますので、参考にしてください。（代表的な事例を抜粋）

事例1	平成21年11月 共同住宅 ガスコンロのグリルで魚を加熱調理中、その場を離れて電話をしていたため過熱されたグリルから出火、警報器が鳴動して気が付いた家人が鍋で水をかけて消火することができました。 被害：台所の一部と換気扇を焼損
事例2	平成26年11月 一般住宅 1階で就寝中の女性（高齢）が、隣の部屋から出火し自分の寝ている部屋の警報器が鳴動したため外に避難、住宅の約半分が燃えてしまいましたが、女性は無事助かりました。 この方は、普段耳が聞こえにくいとのことでしたが、警報器の音はしっかり聞こえたということです。
事例3	令和元年7月 一般住宅 2階で就寝中に1階から出火し、2階に設置してある警報器が鳴ったため1階から外に避難、住宅は全焼しましたが、男性は無事助かりました。